

東運整第 778 号
平成 18 年 3 月 17 日

社団法人東京都自動車整備振興会
会長 塩沢 優介 殿



継続検査時における自動車税の納税証明書確認について

標記について、平成 18 年 3 月 10 日付け関自技第 5646 号により、自動車技術部長ら別添(写し)のとおり通達があったので、了知されるとともに、平成 18 年 4 月 1 日以降の継続検査時における自動車税に係る納税証明書の確認等は本通達によって確実に取り扱われたい。

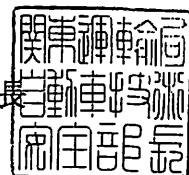




関自技第 5646号
平成18年3月 10日

東京運輸支局長 殿

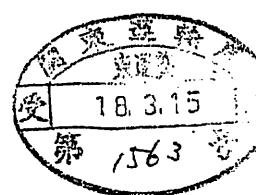
自動車技術安全部長



継続検査時における自動車税の納税証明書確認について

標記について、平成18年3月8日付け国自技第258号により、自動車交通局技術安全部技術企画課長から別添（写し）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係団体にも周知されたい。

なお、本通達は支局長及び自動車検査登録事務所長に送付していることを申し添えます。





国自技第 258号

平成18年3月8日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局 技術安全部

技術企画課長



継続検査時における自動車税の納税証明書の確認について

現在、納税義務者住所の県域を越える移転や納税義務者の変更については、変更登録・移転登録が行われた時点から月割で還付並びに新たな納税義務が発生するいわゆる月割課税であるが、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の施行により、平成18年度以降の課税から月割課税が廃止され、納税義務者の移転等は当該年度の末日に移転等の変更があったものとみなすことに変更されることとなつた。

これによって、継続検査時に提示される自動車税に係る納税証明書であつて、次の定期課税が行われるまでの間に、納税義務者の移転等が行われた場合、当該納税証明書に記載される登録番号は、移転前あるいは登録番号変更前の古い登録番号のままでなり、検査申請車両について自動車税の滞納の有無を確認することができなくなってしまうこととなる。

これについて、総務省自治税務局都道府県税課と協議を重ねた結果、別添のような取扱いの提案があったので、平成18年4月1日以降の継続検査時における自動車税に係る納税証明書の確認等は、当該取扱いによって確実に行われるよう、関係機関と連携を図られたい。

なお、納税証明書に記載されている車台番号と現車の車台番号の不合に当たっては、下4桁を確認することで差し支えないものと取り扱われたい。





総税者第 13-1 号
平成 18 年 3 月 2 日

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長 殿

総務省自治税務局都道府県税課



継続検査時における自動車税の納税証明書の確認について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号）により、平成 18 年度以降に課税される自動車税については、主たる定置場が県域を越えて変更された場合又は県域を越えて自動車の所有者の変更があった場合は、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、いわゆる自動車税の月割課税を原則として廃止することとなっています。

これにより、自動車の所有者の変更があった場合で、かつ次年度分の自動車税の定期課税が行われるまでの間に、新しい所有者が継続検査を受ける場合には、道路運送車両法第 97 条の 2 第 1 項の規定に基づき提示する納税証明書は、自動車の転出前の都道府県が発行した前の所有者のものということになります。

この場合、当該納税証明書に記載された登録番号と、継続検査対象車両の登録番号は一致しないこととなり、各運輸支局における自動車税の滞納がないことの確認に支障をきたすことから、当方から各都道府県に対しては、納税証明書には登録番号だけでなく、車台番号を全桁あるいは、少なくとも下 4 枠以上記載するよう通知等により要請しています。

各運輸支局には新制度の施行に伴いお手数をおかけすることになりますが、今後、自動車税の滞納がないことを確認するに当たっては、下記により取り扱っていただきますようお願いするとともに、この旨を各運輸支局に対し周知願います。

記

1 前の所有者についての納税証明が困難な場合の取扱い

移転登録後、次年度分の自動車税の定期課税が行われるまでの間において、前の所有者についての納税証明が困難な場合は、新しい所有者から自動車の転入後の都道府県に対して請求があって、かつ、転入後の都道府県が前の所有者についての証明が困

難と判断したときには、転入後の都道府県において、新しい所有者に自動車税を滞納していないことの証明書が新たに発行されますので、申請者等に当該手続をご案内ください。

2 納税証明書の登録番号と検査対象車両の登録番号が相違する場合の取扱い

(1) 平成18年4月以降、各都道府県で発行する納税証明書には、下4桁以上の車台番号を記載します。(ただし、一部の県では、自動車の登録時期によっては記載が下4桁に満たない場合があります。都道府県ごとの対応状況は別紙3を参照してください。)

従って、納税証明書に記載された登録番号又は車台番号のいずれかが、検査対象車両のものと一致した場合は、有効な納税証明書が提示されたものとして取り扱ってください。

(2) 一部の県においては自動車の登録時期によって、特定の桁の車台番号を保有していないことがあります。その場合、当分の間、0から9までの数字に代えて「*（アスタリスク）」が表示されますので、納税証明書の登録番号と検査対象車両の登録番号が異なる場合には、納税証明書の車台番号が、検査対象車両の車台番号と*の部分を除いて一致した場合は、有効な納税証明書が提示されたものとして取り扱ってください。

3 平成17年度発行の納税証明書であって、車台番号の記載がなく自動車税の滞納がないことの確認が困難な場合の取扱い

自動車税の平成17年度の定期課税の納税通知書に添付された継続検査用の納税証明書には、別紙3にも示しているとおり、車台番号の記載がされていない県も多いことから、この納税証明書の有効期限である平成18年5月までは各運輸支局で車台番号の記載のない納税証明書が提示される場合があります。

この点については、各都道府県に対し、運輸支局との連携はもちろん、納税義務者への説明などの体制整備をとるよう要請したところです。なお、当該納税証明書の登録番号と検査対象車両の登録番号が相違する場合には、運輸支局近傍の各都道府県税事務所において当該納税証明書を発行した都道府県税事務所に車台番号を照会し、その余白部分に当該車台番号を記載することができる旨を各都道府県に通知しておりますので、申請者等に当該手続をご案内ください。

連絡先

総務省自治税務局都道府県税課法制係

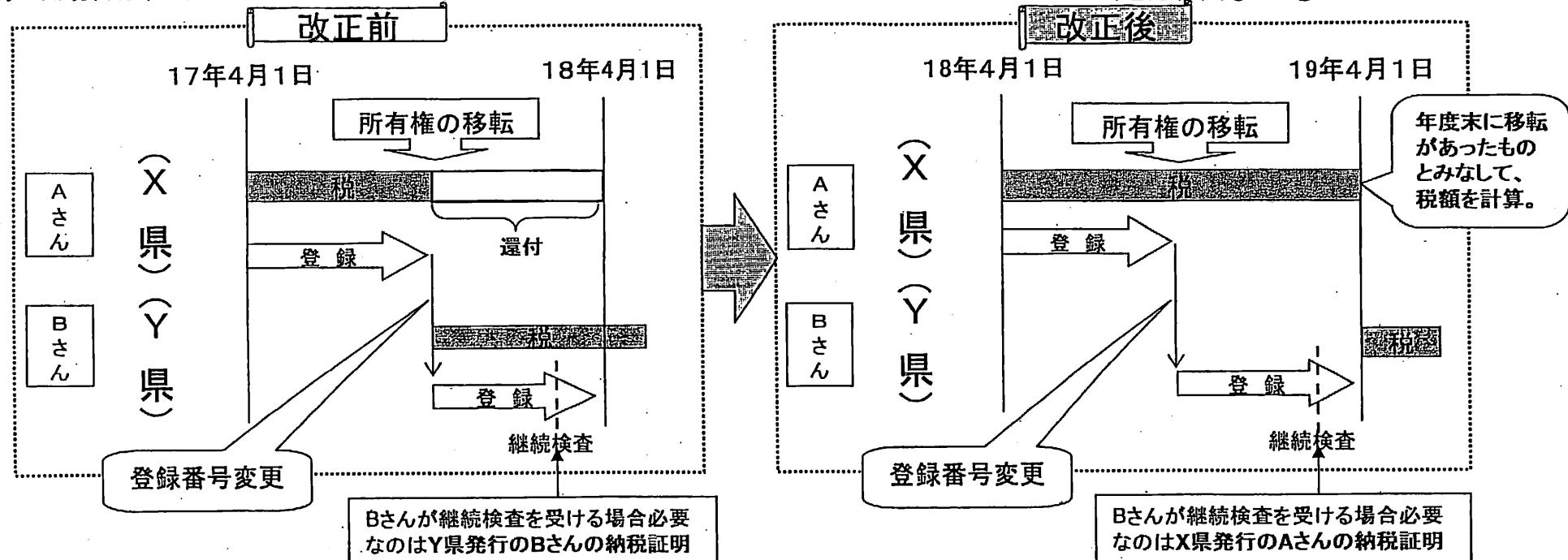
池上、湊谷

電話 03-5253-5663

FAX 03-5253-5666

継続検査時に必要な納税証明書に記載する車台番号と継続検査対象車両の確認について

平成18年度課税分の自動車税から、賦課期日後に主たる定置場が県域を越えて変更された場合又は県域を越えて自動車の所有者の変更があった場合は、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、原則として月割課税を廃止する。（地方税法 § 150④ 平成17年度税制改正）



次年度分の自動車税の定期課税が行われるまでの間に継続検査をする場合、平成18年4月1日から施行される月割課税の廃止に伴い、提示される納税証明書は転出前のX県が発行する前所有者のものであり、当該納税証明書にはX県における登録番号が記載されているため、Y県の運輸支局は登録番号によって継続検査対象車両と納税証明書とを結びつけることができない。

そこで、運輸支局において当該車両に係る自動車税の滞納がないことの確認を円滑かつ迅速に実施していただくため、継続検査のために発行する納税証明書には、登録番号だけでなく、車台番号(全桁あるいは、少なくとも下4桁以上*)が記載されることが望ましい旨を都道府県に対して通知により要請したところ。

当面の間、納税証明書に記載された登録番号又は車台番号のいずれかが継続検査対象車両のものと一致した場合は、有効な納税証明書の提示がなされたものとして取り扱っていただきたい。

*少なくとも下4桁としているのは都道府県によってはシステムがすぐには改修できないことを想定したため

地方税法の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(自動車税の納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第一百五十条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第一項の賦課期日後に、その主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。</p>	<p>(自動車税の納稅義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第一百五十条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第一項の賦課期日後にその主たる定置場が所在する一の道府県内で自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該所有者の変更があつたものとみなして(当該所有者の変更があつた日以後当該年度の末日までの間に当該自動車の主たる定置場が当該一の道府県から他の道府県に変更されたときは、当該主たる定置場が変更された日に当該所有者の変更があつたものとみなして)、第一項及び第二項の規定を適用する。ただし、これらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合は、この限りでない。</p>

施行日：平成18年4月1日

納税証明書への車台番号の記載状況

別紙3

平成18年2月3日現在

発行年度	平成16年度	平成17年度												平成18年度	備 考				
発行月	~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~					
01北海道	7桁記載(変更予定なし)																		
02青森県	全桁記載(変更予定なし)																		
03岩手県	記載なし												全桁記載						
04宮城県	記載なし												全桁記載						
05秋田県	記載なし	32桁記載												H17納通添付の納税証明書についても32桁記載。					
06山形県	記載なし												全桁記載	随時発行(手書き対応)分については記載せず。ただし、県域を越える自動車には4月から下7桁を記載予定。					
07福島県	全桁記載(変更予定なし)													随時発行(手書き対応)分については、平成18年4月から全桁記載予定。					
08茨城県	全桁記載(変更予定なし)																		
09栃木県	8桁記載(変更予定なし)													随時発行(手書き対応)分については、平成18年4月から4桁記載予定。					
10群馬県	5桁記載(変更予定なし)																		
11埼玉県	10桁記載(変更予定なし)													随時発行分については、18年度4月以降は、今回の協議結果を踏まえ決定予定。					
12千葉県	17桁記載(変更予定なし)													随時発行分については、平成18年4月から15桁記載予定。					
13東京都	4桁記載(変更予定なし)																		
14神奈川県	記載なし				17桁記載				H17.12.26より記載										
15新潟県	記載なし												17桁記載						
16富山県	記載なし												5桁記載						
17石川県	記載なし												全桁記載	H18.4月中旬以降全桁記載予定(手書き対応分については4桁記載予定)。 H12年度以降に車検以外の登録がなされていない自動車は、上17桁しか表示できない。					
18福井県	記載なし												全桁記載						
19山梨県	4桁記載												全桁記載	随時発行分については、17年度中は記載なし。					
20長野県	記載なし												7桁記載						
21岐阜県	記載なし												全桁記載	H12年度以前登録車は下7桁のみ記載。					
22静岡県	記載なし												16桁記載						
23愛知県	記載なし												7桁記載	随時発行(手書き対応)分については、平成18年4月から4桁記載予定。					

発行年度	平成16年度	平成17年度												平成18年度	備考
発行月	~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~	
24三重県	16桁記載(変更予定なし)												随时発行分は3桁記載、H18.4以降は全桁記載。 自動発行機発行分は引き続き3桁記載とするが、県外転出車両には使用不可等の注意書きを記載予定。		
25滋賀県	記載なし														
26京都府	記載なし												4月中は府外転出車のみ手書きで車台番号を記入。 電算対応は5月9日以降。		
27大阪府	記載なし														
28兵庫県	記載なし														
29奈良県	記載なし														
30和歌山県	記載なし														
31鳥取県	記載なし														
32島根県	記載なし												一部の自動車は最終桁のデータが欠落しているため、該当車両については最終桁に「*」を入れる予定。		
33岡山県	記載なし														
34広島県	記載なし														
35山口県	記載なし														
36徳島県	記載なし												随时発行分については、平成18年4月以降、自動発行機発行分が20桁、窓口対応分が25桁記載予定。		
37香川県	記載なし														
38愛媛県	記載なし														
39高知県	記載なし														
40福岡県	記載なし														
41佐賀県	記載なし														
42長崎県	23桁記載(変更予定なし)														
43熊本県	記載なし														
44大分県	記載なし												4桁以上記載 桁数検討中(H18.1.12現在)		
45宮崎県	記載なし														
46鹿児島県	記載なし												平成17年3月以降の登録車については15桁記載予定。		
47沖縄県	記載なし												32桁記載		



総税都第 13-2 号
平成 18 年 3 月 2 日

各道府県税務主管部長

殿

東京都主税局長

総務省自治税務局都道府県税課



継続検査時に必要な納税証明書に記載する車台番号と継続検査対象車両の確認に関する取扱いについて

地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号）により、平成 18 年度以降に課税される自動車税については、主たる定置場が県域を越えて変更された場合又は県域を越えて自動車の所有者の変更があった場合は、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、いわゆる自動車税の月割課税を原則として廃止することとなっています。

これにより、各運輸支局において自動車税の滞納がないことの確認を円滑かつ迅速に実施していただくためにも、各都道府県に対して、平成 17 年 4 月 1 日付け事務連絡等により、納税証明書には登録番号だけでなく、車台番号を全桁あるいは、少なくとも下 4 桁以上記載するよう要請してきたところです。

またこの取扱いについては、別添写しのとおり国土交通省と協議し、各運輸支局への周知を依頼しました。

各都道府県においても、これを踏まえて管内の運輸支局との協議を行うと共に、都道府県間でも十分に連携を図り、新制度の円滑な実施に努めていただきますようお願いします。

車台番号の記載についての各都道府県の対応状況は別紙のとおりですが、特に平成 17 年度の定期課税の納税通知書に添付された納税証明書には、車台番号を記載できていない県が多いのが実情です。このため特に、平成 17 年度の納税証明書の有効期限である平成 18 年 5 月までの間は、各都道府県においても、納税義務者への説明、各運輸支局や他都道府県からの照会への回答等の体制整備に努めることにより、各運輸支局における自動車税の滞納がないことの確認が円滑かつ迅速に行われるよう、柔軟かつ適切な対応をお願いします。

なお、運輸支局近傍の都道府県税事務所において、納税証明書を発行した都道府県税事務所に車台番号を照会し、その余白部分に当該番号を記載すれば、当該納税証明書により自動車税の滞納がないことが確認できることになりましたのでお知らせします。

連絡先

総務省自治税務局都道府県税課法制係

池上、渕谷

電話 03-5253-5663

FAX 03-5253-5666